

長野市農業委員会 第2回総会議事録

- 1 日 時 令和2年3月27日(金)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後4時30分
- 2 場 所 講堂(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男
10番 村田 千代春 11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子
13番 北村 守 14番 中島 清 15番 林部 安壽
16番 羽田 悟 17番 中澤 澄夫 18番 関 正和
19番 吉原 俊夫 20番 松田 光平 21番 酒井 昌之
22番 塚田 厚 23番 和田 修 24番 北原 幸平
25番 北村 正彰
- 4 欠席委員 無
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 林部 武起 主幹兼事務局長補佐 近藤 昌一 事務局長補佐 伊藤 慶順
事務局長補佐 小林 達也 専門員 川浦 昇 係長 竹内 晃仁
係長 大前 健 主事 佐藤 康貴 主事 岡田 悠希
農業政策課
係長 小林 博樹 係長 市川 正和 係長 竹村 省司
主事 越坂 雅也
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第8号 農地法第3条の規定による許可取り消しについて
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による
「農用地利用集積計画」の決定について
議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程に
よる農用地利用配分計画(案)の意見聴取について
議案第11号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第12号 非農地決定について
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出に
ついて

報告第 4号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について

報告第 5号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 13号 令和 2 年度事業計画について

議案第 14号 農業委員会合同会議の開催について

議案第 15号 管内視察研修の開催について

議案第 16号 関係団体の委員推薦に係る農業委員会委員の人選について

議案第 17号 農業委員会例規「事務局処理規程」の改正について

報告第 6号 固定資産税評価替えに要する農地の価格設定に係る依頼について

曾根会長代理 本日は大変寒い中、第 2 回総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。

初めに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に「農業委員会憲章」をお配りしてございますので、ご覧ください。

私が、「長野市農業委員会憲章 1 行目の、長野市農業委員会」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

ご起立をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ご着席ください。

ただ今から第 2 回の総会を開会いたします。お手元に総会次第と資料を用意しておりますので、ご確認いただきたいと思います。本日の総会につきましては、現在の出席委員数は在任 25 名中 25 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 農業委員会の会長の青木でございます。夕べも資料を読んだり、今日のことを想定して睡眠不足ですけれども、これから 18 期のスタートを元気よく始めていきたいと思っております。

私も 3 年間、農業委員をさせていただきまして、いろいろ感じたことがあったんですけども、その中で、私ども、私も含めてですが、役員の声が果たして最適化推進委員の委員さんまで、どこまで浸透しているのかなというのが、非常に不安でした。こんなこと言ったら恐縮ですけども、前会長が挨拶しているときにメモも取らないで、ずっと、ただ右から左へ 5 分間聞いているだけという委員さんも何人かおられました。私は、反省として、きちっと伝えるべきは伝えなきゃいけないなと思

まして、皆さまのお手元に緑の資料がいていると思います。今日の資料の中で、緑はこれ1枚だけです。みんなに私が気持ちを伝えるということで、あえて文章で、今日は、皆さんがために、これを朗読しながら、私の挨拶とさせていただきます。これから毎月1回、『農地のつぶやき』というものを出して、いろいろ新しい情報だとかを委員さんにぜひご理解いただきたいということも含めて、こういった形で情報を出していきたいと思っております。それでは僭越ですが読ませていただきます。

例年より10日ぐらい早い果樹の芽吹きが始まり、今年の作付け準備で農家が動き始めました。一方で、恐れられていた新型コロナウイルス感染症の拡大は、パンデミックの現象で全世界の脅威となって猛威を振るっております。この時代にあつて、地球的規模で国境封鎖がなされ、人、物が一切動かないという経験を余儀なくされています。命をつなぐ食料も、物によっては逼迫しているという情報もあり、あらためて食料の自給率について真剣に考える機会を与えられました。いずれにしても、今後、慎重に動きを見守る必要もあり、お互いにできる範囲の自己防衛を図っていきましょう。

さて、私たち長野市農業委員会も、18期が新しい体制でスタートいたしました。私たちの任務は、命の糧である食料を生産する農地を守る、活用するということです。委員、推進委員、そして事務局の全ての皆さんが一丸となって活動を推進し、地域の皆さんの期待に応えたいと思っております。

既に、私たちの仲間である長沼、豊野地区も含む北部調査会の皆さんが、被災農地の貸し手・受け手によるマッチング活動を開始しております。農地一筆ずつ耕作者を探す、地道な活動です。この活動が私たちの本来の仕事の姿であると思っております。また、中部地区調査会の真島地区では、農家が中心となって、真島の農業を考える会を立ち上げ、地域農業の振興策の検討を始めました。もちろん、中核として新旧の農業委員さんが旗振りをしております。さらに、西部地区調査会の小田切地区でも、災害支援の形で耕作放棄地を復元してできた野菜を被災されている方に届ける活動を始めました。いずれも添付の新聞の切り抜きを参照していただければ結構です。勇気付けられる行動に心強い限りです。

最後に新聞の切り抜きですね。それぞれ信濃毎日新聞に掲載されておりました。1枚目は令和2年3月23日の朝刊です。これは西部調査会の小田切地区での活動内容です。その次が長沼地区を中心とした北部調査会での被災農地のマッチング事業ということで新聞に取り上げております。もう1枚が、3月12

日の長野市民新聞ですけども、真島で農業アンケート、考える会が振興策の検討スタートという記事があります。これの内容については触れませんので、皆さん方、お時間を取って読んでいただければありがたいと思っております。

17期の委員さんから申し送り事項をいただきました。これは調査会でも皆さん方全員に配布になっていると思います。どれも重要であり、一つ一つきちんと正面から取り組んでいく必要を感じております。17期活動の最後に、全委員からアンケートの結果の詳細をいただきました。今、私たちの組織で何が必要か、何を優先してやらなければならないかを教えていただく貴重な資料となりました。概要の結果のみを添付いたします。1枚めくっていただくと、第17期農業委員会体制の検証アンケート結果の概要という資料を付けておきました。これはもっと詳細がありますけれども、また、改めて皆さま方と一緒に提示しながら検討をさせていただくと思っておりますけども、この中で、取りあえず目で見ても、数字を追っていただければ、大体は分かるかというふうに思っています。私は、その中で緊急的にやらなければならないことは、農地利用最適化推進委員の存在を市民に、とりわけ、それぞれの出身母体の地域の皆さまに認知していただくことだと痛感しました。アンケートを見てください。推進委員さんの名前を知っているのは10%にも満たないという数字が出ております。これは大問題です。その手段として、一つ自分で動き回るための自己PR用名刺を作成し、自己紹介をどんどんしてほしいということで、名刺を作っていただきたいということです。二つ目、推進委員の活動事例は、機関新聞である全国農業新聞にたくさん記載されております。ですから、ぜひ購入いただきたい。一月たった700円です。44,000円からすれば僅かなものです。ぜひお願いをしたいと思います。三つ目、出席しなければならない会議や研修会には必ず参加してください。都合で出られない場合は書面による欠席届を必ず提出してください。取りあえず、この3点を、私を含めて67名の委員さんが行ってもらえば、確実に認知への第一歩となります。私たちは地域から推薦された委員です。農家からの期待に応えるためにも必要かと思っております。

裏面をご覧ください。今回、初めて地区調査会が開催されました。初めて出席された委員、推進委員さんは、初めて聞く言葉や資料の多さにびっくりされたと思います。限られた時間での会議ですが、環境に慣れるまでは、資料の熟読に時間をぜひ確保していただきたいと思っております。また、法に基づく認可、申請事項は、会議の前に現地や当事者との事前確認をお願いいた

します。各調査会での事前協議で十分に審議していただいて、総会に臨んでいただくよう、くれぐれもご配慮をよろしく願います。また、今回の地区調査会で、各地区の年間活動計画を、それぞれの地区で作成いただくようお願いしました。今年から地区調査会活動を活性化することを大事にしていく所存です。地区の地域特性を内容に盛り込んでいただく工夫も、できれば願います。来月の地区調査会までには、知恵を出し合って作り上げてください。

最後に、農業委員会事務局の春の定期人事異動です。この情報は令和2年4月1日付の内示の情報ですので、ご了解ください。本農業委員会事務局においても、大きな動きがございました。とりわけ林部局長様、近藤局長補佐様におかれましては、名誉ある満期定年を迎えられました。長野市民の公僕として、長年、ご活躍いただきありがとうございます。今後はご自愛され、次のステージでのご活躍を祈念いたします。また、伊藤事務局長補佐様、玉城主査様におかれましては他の部局に転出される予定です。これまで、長きにわたり農業委員会事務局で私たち委員の活動に精力的にご指導、ご尽力いただきましたことを改めて感謝を申し上げます。今後、引き続き、新しい部門におかれましても、ご活躍をご祈念いたします。一方、転入でございますが、事務局長に豊野支所長でございました村松様、事務局長補佐に信州新町の支所長補佐でございました竹下様が、本日、会議終了間際にご挨拶をされます。新しい体制になります。それから、事務局主査には江守様、それから萱間様をお迎えし、新しい体制でのスタートになります。

今日は最初の総会です。農地法をはじめ、たくさんの議案が既に各調査会で調査、議論されてきたと思います。皆さん、私も含めて初体験です。遠慮なく意見を出していただき、理解し、より良い結果を出していきましょう。よろしく願います。

曾根会長代理

続きまして、事務局から報告をお願いいたします。林部事務局長、願います。

林部事務局長

本日、第2回の総会ということで、いよいよ本格的な議事審議がスタートすることとなりますが、どうぞよろしく願います。

さて、話は変わりますが、農業の「農」という字であります。上が曲がるに下が「辰」というふうで、つくりが分かれています。これは太古の甲骨文字によりますと、曲がるは森や林を表している、下の辰は貝殻の貝を表すということで、まさに文字通り、森や林を、貝殻を使って耕すということを表しているそうです。そして、実作業面では、太古の手作業の時代

から、今や耕運機やトラクターといった時代になりまして、今後はさらにロボット技術を使いました AI が導入されて、さらに機械化が一層、加速的に進んでくると思われます。また、大学の学部においても、今までは農学部というのがあったのですが、近年は農学部が応用生物科学部と名称を変えてきているというような一つの流れがあるようで、科学の進歩があつての農業という点で、この「農」の文字が社会の動きとともに、いろんなふうに変えてきている状況です。

また、この農業委員会を取り巻く環境につきましても、平成28年に大改正があり、選挙制度から変わりました。そして、農業委員会の最重要業務につきましても、例の農地利用の最適化の推進の3項目というものも再三出てきます。集積、集約と遊休農地解消と新規参入促進、この3項目を中心的に進めなさいということになりまして、まさに農地と人をつなぎ合わせることでこそが農業委員会のする仕事であるというふうに、大きく変わったところであります。しかしながら、人口減少など、いろんな要因に伴いまして、なかなかマッチングというのが難しい状況にあります。どうして進まないのかと問われたときに、すぐに、こういう理由だって、幾つもの進まない理由の答えを用意することはできるんですが、じゃあどうすればいいでしょうかというふうに問われたときに、思わず口を閉ざしてしまうというような状況ではないかと思えます。

今、中山間地におきましては、委員さんの中には、かなりのマッチングの件数を上げていらっしゃる委員さんもおりますし、規模の拡大をされている委員さんもいるというのも事実であります。また、新規に農業参入される方もいらっしゃいますし、被災地域におきましては、クラウドファンディングを利用して資金を調達して、規模拡大や、新たに農業分野に参入される方もいるってことも事実であります。そういう中で、今まで、委員さんの中から割と多かったのが、中山間地域において基盤整備事業をもっと取り入れればいいんじゃないかというような声もあつたんですが、これは、かつての合併地域におきましても、そういったことで、かなり基盤整備やってきたという経過があるんですが、当時は良かったんでしょうけど、年月が経つうちに、そこが荒廃化されているといった事実もある、そういうような地帯もあることも事実であります。そして、こうしたいろんな事実がある中で、今まで、少し足りなかったことは何かっていうことを考えましたところ、さまざまな成功事例などもあるんですが、そこを深く掘り下げるといふようなところが少し足りなかったのかなと思えます。成功したというよう

な例を掘り下げてみることによりまして、当然、そこには成功につながるノウハウが隠されていると思うので、その辺を、新年度、それぞれの委員さんが、また地域でお取り組みをいただいている状況など、研修の場面で披露いただきまして、いろんな教えをいただく中で、お知恵をいただき、また、そういったことを参考に、委員さんの中で共有いただければと思っております。農業を取り巻く環境はいろいろ変化しておりますが、今後も、農を取り巻く環境の多様性には、農業委員会としても、しっかり対応していかなきゃいけないなというところであり

ます。
いろいろ申し上げましたけれど、委員の皆さまにおかれましては向こう3年間、お体に気を付けていただき、それぞれの地域の発展のためにお力を賜りますようお願い申し上げます。

曾根会長代理 続きます、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきますようお願いしたいと思います。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、規定により議長を務めさせていただきます。委員各位のスムーズなご支援をお願いしたいと思います。

最初に、議事録署名人の指名ですが、議席番号5番 田中章一委員、6番 岡村豊委員にお願いします。

議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。本日、議事案件に関しまして、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について において、お手元に配布いたしました別紙のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件となっております。その他、事前にこの規定に該当するとの申し入れはありませんでしたが、ここで再度確認をいたします。本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がおられましたら、お申し付けください。

【該当者なし】

議長 それでは、これ以外はいないと確認をさせていただきます。議事に入ります前に、議案の訂正等の報告をお願いいたします。農地法等に係る事項等について、事務局よりお願いします。

事務局 大前係長 私から議案の訂正事項について報告申し上げます。
お手元の訂正表をご覧ください。農地法等議案になります。3条の番号5について、所在、地番、登記簿地目、現況地目、

面積に、桜〇〇、畑、畑、273.00、桜〇〇、畑、畑、81.00の2筆を追加し、それに伴いまして、所在、地番、登記簿地目、現況地目の面積合計欄にて、合計面積、畑、10筆、3,007.15が、畑、12筆、30,361.15、計16筆、5,816.03が、計18筆、6,170.03に訂正となり、ページごと差し替えになります。農地法等議案の訂正は以上となります。

小林事務局長補佐　　もう1点、訂正をお願いします。ただ今、議長から議事に参加することができない委員の確認の説明がございました、お手元に本日お配りをいたしました別紙の農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により委員が議事に参与することができないという案件ですが、こちらの議案番号の第8号は第9号の誤りでございます。先ほど委員からご指摘をいただくまで事務局で間違いに気付いておりませんでした。お詫びを申し上げまして訂正をお願いいたします。

議　　長　　それでは、農地法等に関する事項についての審議を行います。最初に、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

近藤事務局主幹　　今回、初めて審議に参加する委員もいらっしゃいますので、最初にお断りを申し上げますけれども、農地法関連の議案につきましては、各案件の所管調査会において、事務局、それから担当農業委員あるいは農地利用最適化推進委員で、それぞれ詳細な状況説明が行われて慎重審議をいただいていると思いますので、総会においては、個々の案件の説明は簡略に行わせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明申し上げます。第2回総会農地法等議案をご覧ください。番号1番から9番までの9件ですが、先ほど訂正でお示したとおり、5番は2筆増え、合計面積も変更となりましたので、本日の差替えをご覧くださいようお願いします。9件全て所有権移転案件です。なお、3番については、調査会時の訂正で農家創設と追加をお願いしましたけれども、新たに農地を取得し農業を開始する農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと考えております。ご審議のほどをお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明をいただきました。本議案は長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは、1番から9番について、各地区調査会から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長からお願いします。

関 調 査 会 長 　番号1番から4番の計4件ですが、1番、2番につきましては、受人が同じ関連案件です。3番は農家創設案件です。地区調査会で申請人から営農計画書等の内容を含めて説明を聞きました。親のリンゴ栽培を手伝ってきており、自らも農地を取得してリンゴ栽培をしたいという考えで申請したものです。29歳ですが、営農意欲を強く持っており耕作を継続できると判断しました。以上4件について、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断しました。

議 長 　続いて、西部地区調査会長からお願いします。
岡村地区調査会長 　番号5番ですけれども、受人の方が6年前に地域協力隊員で芋井地区に入られまして、活動を活発にされており、協力隊終了後も芋井地区の地元で、さらに新規参入者として活躍をしておったわけですが、ここで、いい物件が地域で生じたことか規模拡大のためにその物件をとということで申請をされてきたわけです。今後、ますます活躍される、まだ若手で非常に期待しているところです。調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ございませんでした。

議 長 　続きまして中部地区調査会長からお願いします。
北村地区調査会長 　番号6番ですが、地域の担い手が農地を引き継いで規模拡大に取り組むということでして、許可条件に適合しており問題はないと考えております。

議 長 　続きまして南部地区調査会長からお願いします。
村田地区調査会長 　番号7番、8番は、いずれも有償による所有権移転です。調査会で検討した結果、下限面積等の条件を満たすため問題ないと判断いたしました。

議 長 　続きまして東部地区調査会長からお願いします。
北村地区調査会長 　番号9番につきましては、許可条件に適合しているということで問題がありません。

議 長 　これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。なお、発言の際、議席の番号とお名前を冒頭をお願いします。それでは発言を求めます。

【質疑なし】

- 議 長 それでは採決を行います。議案第5号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、議案第5号は許可と決定いたしました。続きまして、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 近藤事務局主幹 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、説明申し上げます。今月の議案は、番号1番から2番までの2件です。1番は農業用倉庫・カーポート設置の転用案件です。2番は農産物直売施設設置の転用案件で、農振の軽微変更が平成29年1月11日に行われており、また、市街化調整区域での建物建築のため建築指導課の開発許可も必要であり、そちらも申請済みで許可見込みの予定です。以上の申請案件のその他の内容につきましては議案のとおりとなっており、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、1番から2番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長からお願いします。
- 関 地区調査会長 番号1番ですが、息子夫婦が同居することになり、所有地に駐車場を拡張する必要がありまして申請したものです。現駐車場は相続した時点では種目が田であり、転用手続きが行われていません。本案の申請に当たり、長野市農業委員長宛て顛末書が出ております。周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。
- 議 長 続いて南部地区調査会長からお願いします。
- 村田地区調査会 番号2番ですが、これは篠ノ井〇〇の田、2筆、298㎡を、農産物直売所として転用するものです。許可要件に適合しているため問題ないと判断いたしました。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第6号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、議案第6号を許可相当と決定し申請書に

意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

近藤事務局主幹

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明申し上げます。今月の議案は、番号1番から10番までの10件です。1番ですが、駐車場及び資材置き場設置で、既存施設拡張の転用案件です。農振農用地の除外が令和元年10月9日に行われており、また、面積が3haを超えるため、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める条件の30a、3,000㎡を超えておりますので、長野市農業委員会の審議が終了後、ネットワーク機構の意見を求めることとなります。その後、それを踏まえた上で、長野県で許可という取り扱いとなります。なお、令和元年度中のネットワーク機構に意見を求める条件は、面積30aを超える案件の他、営業型太陽光発電施設設置の転用案件でございます。2番は、公共事業に伴う仮設工事ヤード設置のための一時転用案件です。3番も、公共事業に伴う工事現場事務所の駐車場設置の一時転用案件です。4番ですが、倉庫設置の転用案件です。5番は、小規模保育施設建築の転用案件で、市街化調整区域での建物建築のため建築指導課の開発許可も必要であり、そちらも申請済みで許可見込みの予定です。6番は、販売用庭木展示場設置の転用案件です。7番は、農業機械修理及び販売所設置の転用案件です。8番は、資材置き場及び駐車場設置の転用案件です。9番は、自己用住宅建築の転用案件です。10番は、農家分家住宅建築の転用案件で、これも市街化調整区域での建物建築のため建築指導課、開発許可が必要でありまして、そちらの申請も済みでおり、許可見込みの予定です。以上の申請案件のその他の内容につきましては議案のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議

長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から10番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長からお願いします。

関 地区調査会長

番号1番は、譲渡人が36人、55筆の案件です。詳細は事務局の説明のとおりであります。3件につきましては周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められるので、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。

議

長

続いて西部地区調査会長からお願いします。

岡村地区調査会長 番号4番ですが、倉庫の設置に伴う転用案件でございます。調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ございません。

議 長 続いて中部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 番号5番、6番ですけれども、現場を十分確認いたしまして、隣地の農業遂行に支障はないということを確認し、調査会で十分議論いたしました。許可条件に適合しており問題ないというふうに考えております。

議 長 続いて南部地区調査会長からお願いします。

村田地区調査会長 番号7番、8番、9番について地区調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。

議 長 最後に東部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 番号10番につきましては、調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題はないということで判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決に入ります。議案第7号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第7号を許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第8号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

近藤事務局主幹 議案第8号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて、説明申し上げます。番号1番の1件ですが、昨年11月29日開催の第34回総会の3条議案5番の案件でして、同日付で許可となったものですが、令和2年3月2日付で、譲渡人の当事者の許可取り消し申請が提出されております。この許可の取り消しについて決定をいただくものです。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、東部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

北村地区調査会長 番号1番の案件につきまして調査会で協議した結果、許可を取り消すことは問題ないということで決まりました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調

査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議長 意見がないようですので採決を行います。議案第8号を申請のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、議案第8号は申請のとおり決定しました。

続きまして、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課から議案の説明をお願いします。

農業政策課 越坂主事 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、利用権設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、下限面積についてであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

お手元の議案の2ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおりで、①の所有権移転、②利用権設定を合わせますと、件数は112件、166,623.54㎡です。農地利用集積円滑化事業については、令和2年4月1日以降の公告は廃止となりました。1ページをご覧ください。賃借・使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほどと同様で、今回、利用権設定を受ける方は66名、利用権設定をする方は107名となっております。議案の農地中間管理事業関係については、借受人が長野県農業開発公社と特定されており、認定農業者や法人等の担い手に貸し付けるために中間保有するものであり、借受人の要件は問題ございませんので、農業政策課からの説明は以上とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

議長 それでは審議に入らせていただきます。まず1の所有権移転関係について、順次、各地区調査会長から説明をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決をさせていただきます。次に利用権設定関係ですが、2から7の賃借権、使用貸借権、農地利用集積円滑化事業の賃借権、使用貸借権について一括して説明をいただきます。なお、8の農地中間管理事業（賃借権）と、9の（使用貸借権）につきましては、

農地中間管理機構が借り受けるものですので、先ほどの農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で一括採決を行う方法で進めさせていただきたいと思っております。また、お手元の別紙の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当しますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 それでは初めに、1 の所有権移転の関係の 1 番から 12 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長からお願いします。

関 地区調査会長 番号 1 番から 3 番につきまして、協議の結果、原案のとおりで良いと判断いたしました。

議 長 続きまして南部地区調査会長からお願いします。
村田地区調査会 番号 5 番を抜いて、4 番、6 番、7 番の所有権移転は、いずれも下限面積等諸要件を満たしており、問題なしと判断しました。番号 5 番の所有権移転は、2 の利用権設定関係（6 年未満）の 20 番、それから、5 の利用権設定関係の 6 番との関連により、下限面積等諸要件を満たしています。なお、受人は農家創設となります。地区調査会で営農計画を説明いただきましたが、効率的に耕作を継続できると認められるため問題なしと判断しました。

議 長 続いて東部地区調査会長からお願いします。
北村地区調査会長 番号 8 番から 12 番です。調査会で協議の結果、原案どおり決定することで問題がないということで話し合いました。

議 長 これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明及びただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしておをお願いします。

【質疑なし】

議 長 質疑がございませんので、1 の所有権移転関係について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、所有権設定関係につきましては原案のとおり決定しました。

続いて、2 から 7 の利用権設定関係の審議に入ります。利用権設定関係につきましては、2 の 6 年未満が 32 件、3 の 6 から 10 年未満賃借権が 9 件、4 の 10 年以上賃借権が 21 件、5 の使用賃借権が 23 件です。初めに北部地区調査会長から検討結果

- をお願いします。
- 関 地区調査会長 6年未満の番号1番から3番、10年以上の1番から5番につきまして、協議の結果、原案のとおりで良いと判断いたしました。
- 議 長 続きまして西部地区調査会長、お願いします。
- 岡村地区調査会長 6年未満の番号9番から12番ですが、調査会で検討しました結果、原案どおり問題ないと判断いたしました。
- 議 長 続きまして中部地区調査会長、お願いします。
- 北村地区調査会長 10年以上の7番、8番、それから使用貸借権の4番は、今回、農家創設でありまして、調査会で営農計画等をお聞きしましたが、全員若く、非常に熱意を感じて、大いに期待できるというまとめをしております。その他の中部地区の案件についても原案どおり決定することで問題ないと考えます。
- 議 長 続きまして南部地区調査会長、お願いします。
- 村田地区調査会 南部地区の利用権設定案件について、地区調査会で検討した結果、下限面積等の要件を満たしており問題なしと判断しました。先ほども申し上げましたが、6年未満の20番、それから使用貸借権の6番は、所有権移転の5番と関連がある農家創設の案件です。それから10年以上の12番も農家創設となっておりますが、地区調査会で営農計画等の方針を説明いただきました。積極的かつ効率的に耕作を継続できると認められるため問題なしと判断しました。
- 議 長 続きまして東部地区調査会長、お願いします。
- 北村地区調査会長 6年未満の27番から32番までと、6～10年未満の9番、10年以上の13番から21番、使用貸借権の17番から22番までの案件につきましては、原案どおり決定することで問題ないということです。次の23番につきましては農家創設ということで、調査会で営農計画等をお聞きしまして、しっかりやっていきそうな方ということで問題はないということで審議しました。
- 議 長 これにより質疑に入りますが、委員が関係する案件がありますので、初めに別紙の委員が議事に参与することができない案件を除いた利用権設定関係について質疑・採決を行います。先ほどの農業政策課の説明並びに、ただ今の地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 質疑はありませんので、利用権設定関係についての採決を行います。審議から除いた別紙の案件以外の利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】

- 議 長 全員賛成です。
- 続きまして、委員が議事に参与することのできない案件について質疑採決を行います。別紙につきましては、私と北村守委員が関係しておりますので、退席し、議長を曾根代理にお願いします。
- 【青木会長・北村委員 退席】
- 曾根会長代理 それでは、私のほうで議事を進めさせていただきます。
- 別紙の利用権設定関係について、先ほど農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告に発言のある方は、挙手をお願いいたします。
- 【質疑なし】
- 曾根会長代理 それでは質疑がありませんので採決を行います。別紙の利用権設定につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 曾根会長代理 全員賛成です。青木会長と北村委員に入室していただきください。
- 【青木会長・北村委員 入室】
- 曾根会長代理 議長を青木会長と交代いたします。
- 議 長 以上で、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、全て原案のとおり決定をしました。
- 続きまして、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。
- 農業政策課 議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
市川係長 第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について を説明いたします。
- 農地利用配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項によって、市町村が必要があると認められるときは農業委員会に意見を聞くものとする規定されており、農家創設の場合には意見の聴取をお願いしております。お手元の議案の1ページ目をご覧ください。権利の設定を受ける方3名、賃貸借及び使用貸借で14,596.32㎡を長野県農業開発公社、中間管理機構が貸し付けを行うものでございます。続きまして、2ページ、3ページをご覧くださいと思います。こちら、3名とも農家創設の方ですが、番号1番、〇〇さんは水稲、トマト、アスパラガスの栽培で、松代地区で農家創設をする方になります。番号2番、〇〇さんはブドウの栽

培で、更北地区、篠ノ井地区で農家創設をいたします。番号3、〇〇さんはリンゴの栽培で、浅川地区で農家創設をする方になります。いずれも若く、積極的に農業を進めていただける方だと思いますが、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明をいただきました。それでは各地区調査会長から、検討結果、意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長からお願いします。

関 地区調査会長 　番号3番は農家創設ということで、営農計画書に基づいて、ご本人に地区調査会に来ていただいて説明を受けました。若くして農業を志しておりまして、現在JAに勤められているということで、地域も、遊休農地、それから樹木といいますか農業の実態等に非常に承知をされていて、今、ここに取り組むべきだということで手を挙げられた方です。原案どおり進めていただくことで良いというふうに判断いたしました。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長をお願いします。

北村地区調査会長 　番号2番の〇〇さんですけれども、非常に熱意があって期待ができるということで、小島田の2筆ですけれども、全然問題ありません。今後に期待できると考えます。

議 長 　それでは東部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 　番号1番の〇〇さんですが、年齢が今20歳ということであり、高校から農大を出て、すぐ農業に入ったということであり、調査会で営農計画とかをお聞きしまして、やる気のある方だということで、問題はないということ判断いたしました。

議 長 　これより質疑に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 　ないようですので採決を行います。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

　続きまして、議案第11号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農 業 政 策 課
小 林 係 長 　農振除外等の意見聴取の前に、初めての委員さん方もいらっしゃるので、農振除外等の概要を説明いたします。お手元の資料で、俗に農振、皆さんお聞きになったことあると思いますが、農振と言っているのは、正確には農業振興地域内農用地区域といいまして、農業振興地域は、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として、県が昭和46年に指定したものです。農用

地区域とは、農業振興地域内で、市が概ね10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地として昭和49年に設定した区域で、その後、農振農用地への編入または除外、また、概ね10年ごとに、現状による総合見直しにより、農用地区域を変更してきております。現在、長野市全体の面積の約8,300haのうち、農業振興地域は約4,300haで、概ね半分ぐらいを占めており、そのうち農用地区域は約8,500haほどあります。その8,500ha、その地域を俗に青地と呼んでおります。お手元の区域図の緑の部分が農振農用地区域、俗にいう青地として指定されている場所になっております。小さくて見づらいですが、長野市全体の中で、緑になっている所が農振農用地区域の青地、約8,500haの部分でございます。

その農用地区域で農用地以外に利用する場合は、農振除外というものが必要になります。除外の基準を満たしているもののみ、農振から除外することができます。長野市では5月、9月、1月のそれぞれ末日締めで、締め日から許可まではおよそ半年から1年ぐらい時間を要します。また、青地に農業用倉庫などの農業用施設を建設する場合は、農振除外手続きではなく軽微変更という手続きが必要になります。軽微変更につきましては、青地内の用途変更の手続きで、農振から除外されるものではありません。こちらの軽微変更は、受け付けは毎月行っておりまして、毎月月末締めで行っていきまして、許可までには締め日からおよそ2カ月から3カ月ほどかかります。概要については以上でございます。詳しくは、今の地図の後ろに、農業振興地域の整備に関する法律の概要がございますので、こちらの資料をご覧ください、不明な点は農業政策課までお問い合わせいただきたいと思います。

それでは、本題の農振除外等の意見聴取に入らせていただきます。お手元の資料の第2回農業委員会総会議案「農振除外等に係る意見聴取について」をお願いします。今回の農業振興整備計画の変更は軽微変更1件です。軽微変更番号1ですが、事業計画者、土地所有者ともに〇〇さん。申し出地は若穂綿内〇〇、地目は畑です。事業計画内容は農業用施設及び通路で、軽微変更面積187.77㎡、土地改良区の受益地にはなっていません。真中の左ほどに書いてありますが、農地法は1種農地ですが、2a未満の農業用施設のため届け出により見込みがあり、その右の開発許可は、農業用施設のため許可不要となっております。さらに右側の除外5要件ですが、軽微変更は、先ほども概要で説明しましたが、変更後も農業の用に供するということから除外ではございません、青地の中の用途変更という軽

微な手続きでして、中ほどに①から⑤番がありますが、⑤番が土地改良事業等完了から8年未経過については、除外ではなく軽微変更のため条件を満たす必要がございません。1番から4番を簡単に申し上げますと、1番は、青地以外の所で代替する土地がないという理由がしっかりあるかどうか。2番は、他の農業上の利用に支障が生じない、少ないかどうか。3番は、農用地の利用集積の対象の土地ではないか。4番は、農地の保全・利用上必要な施設の有する機能に支障がない、土地改良区に入っていないのでその辺も問題ないという、1から4番までの条件をそれぞれ満たしていることを確認しております。その下の説明ですが、昨年の中日本台風の影響で、自宅近くの農業用倉庫及び格納していたスピードスプレーヤー、乗用型トラクター、運搬車、冷蔵庫、肥料等が浸水により被災したため、今回、被害になりにくい、より高い場所に農業用倉庫を建設し、また、倉庫建設に伴い道路からの通路を確保したいというものです。

3ページの中ほどに斜線で書いてある場所、こちらが申し出地の位置図です。4ページは、その位置図の中の配置図でして、通路があつて、奥に倉庫があるという配置になっております。5ページは、倉庫内の架空の位置図ということで、先ほどのスピードスプレーヤーやトラクター、ブドウの冷蔵庫とかを、こういう形で倉庫内に配置をしたいという計画です。6ページは、その建物の平面図、立面図ですので、参考にご覧ください。

説明は以上ですが、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 　ただ今、農政課より分かりやすい説明がありました。それでは東部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

北村地区調査会長 　今、担当者から細かく説明していただきましたが、今後、予定している用途への転用許可条件に適合していて問題はないということで判断しました。

議 長 　これより質疑に入ります。ただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

関 委 員 　災害に遭われたことにつきましては、お見舞いを申し上げたいと思うんですが、従前より高い場所に建設したいということですが、以前の倉はどの辺りだったのですか。

議 長 　私から説明します。3ページをご覧くださいと申し出地が新しい所ですけども、〇〇寺というお寺がありまして、それよりも少し下の〇〇橋がありまして、そこに横に道路が走っていると思いますけども、ここまでの標高が水田と同じ高さです。彼の家は右側の、一点鎖線の升の右上の角に白いところがあつて、ここが彼の農機具置き場です。ここが今回水没した場所で、

- 今回、標高が 30m ぐらい上がると思いますけども、この場所に移動するということです。
- 議 長 他にないようですので採決を行います。議案第 11 号の軽微変更案件について、用途区分を変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 11 号は用途区分を変更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。
- 近藤事務局主幹 続きまして、議案第 12 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 議案第 12 号 非農地決定について、説明申し上げます。
- 非農地決定ですけれども、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者へは、送付された非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更登記を行っていただくことができます。今、農地利用状況調査と出ましたけれども、これは毎年実施をしておりますので、これから、初めての方には説明をしながら、実施をしていただくこととなりますので、そのときにまた詳しくお話し申し上げたいと思います。
- 一番下の欄外に集計が載っておりますが、今月ご決定いただくのは 26 筆で、14,768 m²、約 1.47ha ほどです。ご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 ないようですので採決を行います。議案第 12 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 12 号は原案のとおり決定いたしました。
- 近藤事務局主幹 続きまして、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、及び報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による農業施設（2a 未満）の届出についての 3 件について、事務局より説明をお願いします。
- 近藤事務局主幹 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出

について報告申し上げます。番号 100 番から 106 番までの 7 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出れば良いことになっております。4 条の転用届で、自己転用、いわゆる農地の権利移動の伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届け出でございまして、内容については記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、報告申し上げます。

続きまして、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届け出について報告申し上げます。番号 215 番から 234 番までの 20 件です。これは同じく市街化区域内の届け出ですが、5 条の転用届でございまして、農地の権利移動も伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、報告申し上げます。

続きまして、報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届け出について報告を申し上げます。届け出は 3 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 a 未満で要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で、農業委員会の届出書を提出していただくだけで良いことになっております。内容については記載のとおりでして、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、報告申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から報告第 1 号、第 2 号及び第 3 号についての説明をいただきましたが、発言のある方は挙手してお願いします。

【質疑なし】

議 長 　質問はないようですので、報告案件でございまして、ご理解をいただきますようお願いします。

続きまして、報告第 4 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)の報告について、農業政策課より説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 　報告第 4 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画
市 川 係 長 　(案)の報告について、説明いたします。本件につきましては、先ほど議案第 9 号で決定いただいた利用集積計画の中間管理事業におきまして、既に市内で就農している担い手への利用配分計画でございまして、意見聴取ではなく報告のみとさせていただきます。お手元の農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画案の報告についての 1 ページをご覧ください。権利の設定を受ける方が 5 名、賃貸借・使用貸借合わせまして 8, 174

m²を、2ページにございますとおり長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。こちらの配分計画案の報告については、以上です。

議 長 　ただ今、農業政策課から報告4号についての説明がありましたが、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 　質問等がないようです。報告案件でございますので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

　続いて、報告第5号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

近藤事務局主幹 　報告第5号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について、報告申し上げます。報告案件は3件です。

　支柱を立てて一部分を転用し、太陽光発電設備を設置したまま、その下で営農を行う場合は、転用期間を限定した一時転用という取り扱いになります。期間は原則3年ですが、今回の中で3番を見ていただきますと10年ですが、一定の条件、担い手の方等が農地等を利用する場合等、幾つか条件はございますが、そういう場合は10年でございます。一時転用でございます。下部の農地における営農の継続というものを前提としております。そのため、農林水産省からの通知で、転用許可を受けたものは、下部の農地において生産された農作物に係る収量等の状況を、収穫した年の翌年2月末までに許可権者、長野県に報告することになっております。3件の報告内容は記載のとおりであります。農作物の状況報告に際しては、報告内容が適切であるかについて、知見を有する者の確認を受けることになっております。この確認を、1番については、内容にも書いてございますけれども、指導を受けております長野県長野地域振興局林務課長の確認を受けております。2番については、NPO法人〇〇理事長〇〇氏。3番については、17期の農地利用最適化推進委員でいらっしゃいました〇〇氏が、それぞれ行っております。この3件の報告書を許可権者である長野県に提出をいたしましたので、報告申し上げます。

議 長 　事務局から説明をいただきましたが、これより質疑に入ります。ただ今の説明につきまして、質問、意見等がある方は、挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようです。報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

　以上で、農地法等に関する事項についての議事が終了しまし

た。ここで休憩に入り、以下の議案につきましては休憩後に再開をしたいと思います。ただ今、ちょうど3時でございますけれども、3時10分から再開したいと思います。それでは、散会します。

【休 憩】

議 長 議事を再開いたします。

西部地区調査会の酒井委員が所用で帰られましたので、報告いたします。

これからは、その他農業委員会業務に関する事項について審議いたします。最初に議案第13号 令和2年度事業計画についてを議題といたします。これについては、今月の地区調査会において、事務局より事業計画（案）を説明いただき、各調査会で検討いただきました。ここで各地区調査会から検討結果の報告をいただきたいと存じます。初めての調査会でございますので、十分な議論はしてないかもしれないけれども、取りあえず今の状況について、それぞれ報告をお願いします。最初に北部地区調査会長さんから、続いて西部、中部、南部、東部の順でお願いします。

関 地区調査会長 今、会長が言われましたように十分協議したかということ、足りなかったかなと個人的に思っているんですが、地区調査会で協議の結果、原案のとおりで良いという決定をしております。

岡村地区調査会長 西部地区調査会も北部地区調査会と同じように、原案どおりで良いという結論でした。

北村地区調査会長 中部地区調査会ですが、十分読み合わせをいたしまして、このとおりでいこうということで決定いたしました。

村田地区調査会 南部地区調査会でも原案どおりで良いということになりました。

北村地区調査会長 東部地区調査会でも、原案に対する意見は特にないってことで、この案でいいということでした。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 それでは特段、原案に対してありませんので、これから採決に移りたいと思います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、原案どおり決定をいたしました。

続きまして、議案第14号 農業委員会合同会議の開催についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。
続きまして、議案第 15 号 管内視察研修の開催についてを
議案といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 岡田主事 管内視察研修の開催についてということで、まず目的ですけれども、農業委員会の最重要課題である農地等利用の最適化の推進の参考にするため、具体的な成果を上げている取り組みや農業関係施設等を視察するものということで、毎年、行っております。今回の概要なのですけれども、期日が5月12日火曜日、午前9時から午後5時までを予定しております。管内視察研修につきましては、毎年、調査会ごとの持ち回りで担当をしております。今回は東部地区調査会の持ち回りで担当となっております。移動手段としては、市有バスの中型バス2台を使用します。今月の地区調査会において、東部地区調査会のほうに視察の候補地をお願いしたところ、以下の4つを提案いただきましたので説明します。

まず一つ目ですけれども、〇〇、こちらは10年間の一時転用許可を受けてポット苗を育てている農園で若穂川田にあります。続いて、農地中間管理機構関連農地整備事業、若穂綿内東町の事業で、県が主体となって中山間地の果樹園を広域にわたり基盤整備事業を行っているものの説明と現場を見学することを考えています。次に、若穂地区保全管理活動、有害鳥獣対策等ということで、地域が一体となり、多面的機能を支える保全活動、具体的には、農用地や水路、農道等の保全、若穂地域全域に設置した電気柵の維持管理を実施しているところの、話と現場を見ることを考えております。最後に、株式会社未来農業計画ということで、こちらは市内の複数箇所を営んでいますが、その中でも若穂綿内地区のブルーベリー栽培を行っている観光農園の視察を考えております。

実施スケジュールとしましては、今回の総会でご検討をいただきまして、4月の役員会で詳細な日程を決定します。4月の地区調査会で参加者を選んでいただき、5月12日に視察研修を実施するというを考えています。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明いただきました。初めての視察研修、かつ地元でございます。新しい体制になって初めてということで、私の地元がほとんどなので恐縮ですけれども、非常に素晴らしいモデルの場所でございますので、ぜひ一度、見ていただきたいということで、プランをさせていただきました。

皆さんから質問、意見等ございましたらお願いします。

北村（守）委員 4月の地区調査会で参加者を選出するという事になっていますが、枠はあるのですか。

事務局 岡田主事 参加者の人数ですが、現在検討中でございます、4月の総会において事業計画を議案として出す予定です。その際に、今後の視察の研修の参加する人数の枠を示したいと思っています。地区調査会はその前にあるのですが、それ以前に何人お願いしますということで考えております。

議 長 それでは、事務局の提案について理解をいただいたということで、確認をしたいと思います。議案第15号について、事務局の説明の原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛同を得ました。

続きまして、議案第16号 関係団体への委員推薦に係る農業委員会委員の人選について を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 竹内係長 お手元の資料の議案第16号 関係団体への推薦委員（案）ですが、こちらにつきまして、県とか市、それぞれの農業関係の審議会に、農業委員会から委員を出してほしいということで依頼を受けておりました、17期のときもそうでしたが、こちらにつきまして、役員ということで地区調査会長、あと、女性協議会におきましては、女性委員に出させていただいております、今回の18期におきましても、そのような形で進めたいと思っております。1番から8番まで、それぞれ、地区調査会長を順番で割り振りさせていただきました、9番、10番が女性協議会ということで、県の農政課と市の農政課で女性の協議会を持っておまして、こちらにつきましては、女性委員の小滝さんと池田さんに参画していただきたいと思っています。11番、最後に、人・農地プラン実質化推進会議委員につきましては、昨年の12月から始まったものですが、市の農政課で事務局を持っておまして、こちらにつきましては、会長と女性委員、1名ずつ出してほしいという依頼を受けておりますので、青木会長と池田委員を考えております。事務局では、役員と女性委員の方を推薦したいと思っておりますが、皆さまの意見をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局より説明をいただきました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 特段の意見はございませんので採決に移ります。議案第16号について、事務局の説明の原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり決定させていただきました。それぞれの委員には、これから大変ですがけれども、よろしくをお願いします。

続きまして、議案第 17 号 農業委員会例規「事務局処務規定」の改正について を提案いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 竹内係長 総会資料の議案第 17 号 農業委員会例規「事務局処務規程」の改正についてですが、こちらは事務局の処務規程ということで、主に事務局職員の事務処理とか服務規程を定めたものでありまして、6 番の参考の地方公務員法の改正ということで、臨時職員の言い回し等、会計年度任用職員と体系が変わりましたので、全庁的にこちらの文言を入れるということで、このような規程を持っている所属は庶務課の例規担当に倣って修正をかけているものです。農業委員会の事務局職員に関わることで、この総会で確認いただき、議決いただいた後、4 月 1 日から施行ということで告示する予定であります。内容的には、この中の第 5 条の専決区分で、今まで『任用期間 1 月未満の臨時的職員』という文言が入っていたものを、『会計年度任用職員』ということで直すものだけでございます。処務規程につきましても、そのような形で、他の部局とも併せて一斉に改正したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 特段、意見はございませんので採決に移ります。議案第 17 号について、事務局の説明の原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり決定しました。

続いて、報告第 6 号 固定資産税評価替えに要する農地の価格設定に係る依頼について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐 資料の 6 をご覧ください。農地の価格評定についての依頼でございます。本文の 3 行目になりますけれども、固定資産の評価替えは 3 年に一度行われておりますが、令和 3 年度固定資産の評価替えに伴い、農地の適正な時価を把握し公平な課税を行うにあたり、その準備として農地に精通している農業委員会に各地域の標準農地の評定をしてほしいということで、評定者 2 名の選出の依頼があったものです。日付をご覧ください

と、3月10日になっておりますが、この評定の報告期限が3月31日までということで、非常に短い期間に評定をしなければならないという依頼の内容でございました。先般、行われました役員会におきまして、会長と会長代理にこの評定をお願いするというの了解いただき、お二人を推薦させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。農業委員会ではこのような業務も行っているということもご了解いただきたいということで、報告させていただきました。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。ただ今の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようです。報告案件ですので、ご了解いただくようお願いいたします。

　以上で、予定しておりました議事が終了いたしました。私の議長の任をここで解かせていただきます。委員の皆さま方のスムーズな議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

曾根会長代理 　青木会長、議長の役、お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。

　さて、農業政策課より被災農業機械・施設等復旧支援事業についての説明の申し出がありました。本日、担当者が来ておりますので、これより説明をいただきます。

農業政策課 情報提供ということで説明させていただきます。農業政策課
竹村係長 　で農業機械、施設について、補助金等をやってきておりましたが、こちらについて説明いたします。

　まず、こちらの資料ですけれど、今回、長野市農業政策課としては、機械分と、あと施設の第1次分ということで、分けて申請させていただきました。こちらの表の※印1ですけれども、これについては今年の2月16日を締め切りとさせていただきまして、交付申請を被災農家の方にさせていただいた分となりまして、交付申請提出分という形になります。その後の流れですけれども、県から市に交付決定通知が来て、その決定通知を基に、市から被災農業者に交付決定通知書を発送する予定です。その際ですけれども、助成金の請求が可能という、そういう段階になっている状態です。この下に※印2となっておりますが、※印2の下に、概算払い、精算払い、通常払いという形になっていて、簡単に説明させていただきますと、通常払いというのは、基本的に農家の方が立て替えてもらって、その後に市で払うものです。一番最初に書いた概算払いですけれども、こ

これは農家の方のところに機械が届く前に、農家の方が請求書によって助成金欲しいと、そういった形の場合については、事業完了後の報告によって、過払いがあれば返金するんですけども、基本的には、農家の方からの請求書があれば、市の交付決定通知を基に農家の方に支払いますということで、その支払ったものを基に、業者の方に農家の方が払うという、できるだけ農家の方の負担あるいは業者の方の負担を軽くするという払い方です。次の精算払いですけども、こちらは納品書、請求書ですね。精算払いというのは、納品されたり、施設が完成されたり、そういった形で機械がある、農業倉庫ができた、そういう段階になって請求書に基づいて長野市に請求してもらおうと。長野市は、それについて農家の方に支払って、農家の方が自己資金を足して、それで業者の方にお支払いすると、そういう制度になっております。一応、支払いの方法については以上になります。

今回、施設については農業用倉庫とかたくさんありまして、被災に遭い、予定している方が約300人、施設等は800棟ほど考えておりまして、これを1次申請と一緒にすることは時間的に無理、見積りも取れない、あと、被災の方は、まず自宅を優先して、次に機械、その後にしてということで、今回、2次分ということで、これから本格的に申請をさせていただく形になります。施設の第2次分ということで、1次分以外の施設ですが、今回、2月25日から3月25日までの21日間に、篠ノ井あるいは豊野支所で、事前に施設の被災具合、あと、こういったものを再建されるのかといった相談会を開催させていただきました。これ以降については、農業政策課で相談を引き続きさせていただくという形になります。いろいろな書類があるものですから、見積りとか、農業者の方に必要な書類を整備させていただいている時間がどうしても必要ですので、4月上旬あるいは中旬として、できるだけ早く出させていただく形になるんですけども、一応、目途として4月20日を必要書類の提出の締め切りとしました。それとあと、例えば、全く知らなかった方とか、そういった要望を受け付けられてない方についても、一応4月20日を目途に線を切らないと、こちらも対応できないという形になるものですから、今回は4月20日とさせていただきました。それを基に、1カ月半ほどかけて要望を取りまとめて、国へ幾ら支援させていただきたいかということで確定を報告させていただきます。それで、市から農業者への交付申請書は、国と連携をとりながら、6月中旬頃に発送しまして、その後、県から市に交付決定をされることになりますので、そ

の交付決定を基に、7月中旬から下旬に市から農業者に交付決定通知書を発送して、助成金の請求を可能にさせていただくと。※印2になっているんですけども、支払い方法については、若干の違いはありますが、機械の支払いと同じようなイメージで考えていただければと思います。

曾根会長代理

ただ今の説明に対し、質問があれば挙手を願います。

青木会長

この案内は、私ども農業委員会の他に、こういった形で農家の方に案内を差し上げているんですか。

農業政策課

ホームページで載せる他に、プレスリリースも考えております。LINE プッシュはLINE で登録すれば使えるというものがあるんですけども、それも想定しております。

竹村係長

関委員

関連ですが、4月20日が締め切りですよ。あと1カ月ちょっとですけど、今、どのように周知するかっていうような話あったんですけども、きちんと伝わらないと書類等の準備、提出ができない形になってくると思います。というのは、地域の実情をお聞きすると、被災されたので住所地におられない方が多いということです。いろんな情報を流すのに各地に散っている方のところへ連絡を取るのに、長野県も大変苦労しているって話を聞いているんです。ですから、こういうような期限のあるものについては、今、言われたホームページだとかLINE だとか、若い人ならすぐ飛び付けるかと思うんですけども、難しい場合もあるんじゃないかと思いますので、周知については十分時間を取って、しっかり周知ができるような形で取り組んでいただければと思います。

農業政策課

竹村係長

第1次申請と機械の申請がありまして、12月27日を第1要望として調査をさせていただきました。その際、基本的に10a以上の農業者の方、あと販売されている方、当然、長沼・豊野・松代・篠ノ井、そちらの方々には郵送でお送りさせていただきました。今、お話のありました住所地に住んでいらっしゃらない方については、長沼地区だけに関しては、長沼地区の連絡網というものがございまして、そこで通知をさせていただきました。今回は施設ですけども、遅れて準備されている方のために改めて情報周知を予定しております。

曾根会長代理

以上で、農業政策課の説明は終了といたします。

その他に、本日の議事全体を通して質問等ありましたらお願いしたいと思います。

田中委員

私たちの下部組織というか農地流動化協力員さんがいると思うんですけども、17期のときにこの研修会をやったと思うんですけども、今年はそういう計画の予定はないのでしょうか。

小林事務局長補佐 農地流動化協力員の任務といたしましては、農地のマッチングと農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールになります。前回3年前には全体で研修会を行ったということですが、人数も多きく、これから皆さまにご案内を差し上げますけれども、基本的には地区調査会ごとに勉強会を開く方向で考えております。改めて案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

曾根会長代理 それでは、最後に事務局から、今後の日程の説明を含めてお願ひします。

伊藤事務局長補佐 私から、今後の日程について説明申し上げます。はじめに第3回総会ですが、令和2年5月1日、午前11時から午後3時までを総会として、農業委員会の合同研修会を総会終了後に行う予定であります。2番目に4月の地区調査会の日程を記してあります。3番の今後の会議等日程一覧は5月末までを記してございます。この中で農業委員・推進委員の両方が関わってくるのが、5月1日の総会及び合同研修会、5月12日の管内視察研修、5月29日の第4回総会と合同研修になります、ご承知おきいただきたいと思ひます。

曾根会長代理 以上をもちまして第2回総会を終了といたします。大変お疲れさまでした。